

国立大学法人東京農工大学における大学教育センター、国際センターの廃止及びグローバル教育院の設置並びに事務処理体制の見直しに伴う関係規程等の整備に関する規程

(平成 30 年 4 月 1 日規程第 12 号)

(国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部改正)

第 1 条 国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規程第 71 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項各号列記以外の部分中「組織運営規則第 22 条に定める部局、」の次に「組織運営規則第 5 条の 2 第 1 項及び」を加える。

第 3 条第 1 項第 5 号中「組織運営規則第 6 条第 1 項に定める施設」を「組織運営規則第 5 条の 2 第 1 項及び組織運営規則第 6 条第 1 項に定める組織及び施設」に改める。

別表第 2 中

「

図	図書館
大	大学教育センター
産	先端産学連携研究推進センター
国	国際センター

」

を

「

グ教	グローバル教育院
図	図書館
産	先端産学連携研究推進センター

」

に改める。

(国立大学法人東京農工大学印章規程の一部改正)

第 2 条 国立大学法人東京農工大学印章規程(平成 16 年 4 月 1 日 16 教規程第 72 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

東京農工大学図書館の印	研究推進部学術情報課長
東京農工大学大学教育センターの印	学務部学生総合支援課長
東京農工大学先端産学連携研究推進センターの印	研究推進部研究支援課長
東京農工大学国際センターの印	学務部国際交流課長

」

を

東京農工大学グローバル教育院の印	学務部学生総合支援課長
東京農工大学図書館の印	研究推進部学術情報課長
東京農工大学先端産学連携研究推進センターの印	研究推進部研究支援課長

に改める。

別表第2中

東京農工大学図書館長の印	研究推進部学術情報課長
東京農工大学大学教育センター長の印	学務部学生総合支援課長
東京農工大学先端産学連携研究推進センター長の印	研究推進部研究支援課長
東京農工大学国際センター長の印	学務部国際交流課長

を

東京農工大学グローバル教育院長の印	学務部学生総合支援課長
東京農工大学図書館長の印	研究推進部学術情報課長
東京農工大学先端産学連携研究推進センター長の印	研究推進部研究支援課長

に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程の一部改正)

第3条 国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程(平成16年4月7日16教規程第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(国立大学法人東京農工大学情報公開規程の一部改正)

第4条 国立大学法人東京農工大学情報公開規程(平成16年4月7日16経教規程第73号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程の一部改正)

第5条 国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程(平成17年3月23日17経教規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(東京農工大学名誉博士称号授与規程の一部改正)

第6条 東京農工大学名誉博士称号授与規程(平成16年11月17日16教規程第77号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「本学」を「国立大学法人東京農工大学」に改め、「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(国立大学法人東京農工大学内部監査規程の一部改正)

第7条 国立大学法人東京農工大学内部監査規程(平成17年1月12日17経教規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(国立大学法人東京農工大学における公益通報者の保護等に関する規程の一部改正)

第8条 国立大学法人東京農工大学における公益通報者の保護等に関する規程(平成18年4月19日18教規程第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「東京農工大学組織運営規則」の次に「第5条の2第2項に定めるグローバル教育院長、」を加える。

(国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程の一部改正)

第9条 国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程(平成25年東京農工大学経教規程第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程の一部改正)

第10条 国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程(平成25年東京農工大学教規程第34号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

学務部、大学教育センター、国際センター、保健管理センター及び環境リーダー育成センター	学務部学生総合支援課長
--	-------------

を

「

学務部、グローバル教育院、保健管理センター及び環境リーダー育成センター	学務部学生総合支援課長
-------------------------------------	-------------

に改める。

(国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部改正)

第11条 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程(平成16年4月7日16経教規程第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「図書館長、大学教育センター長」を「グローバル教育院長、図書館長」に改める。

別表2中「大学教育センター長」を「グローバル教育院長」に、「大学教育センター運営委員会」を「グローバル教育院運営委員会」に、「学務部教育企画課」を「学務部学生総合支援課教育支援室」に、「国際センター運営委員会」を「グローバル教育院運営委員会」に改める。

(東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程の一部改正)

第12条 東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程(平成16年4月7日16教規程第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「国際センター」を「グローバル教育院」に改める。

第12条中「国際センター」を「グローバル教育院」に改める。

(東京農工大学リーディングプログラムの運営に関する規程の一部改正)

第13条 東京農工大学リーディングプログラムの運営に関する規程(平成25年教規程第32号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項を次のように改める。

本プログラムに関する事務は、学務部学生総合支援課、学務部国際交流課、研究推進部研究支援課及び関係部署の協力を得て学務部学生総合支援課教育支援室が処理する。

(国立大学法人東京農工大学職員兼業規程の一部改正)

第14条 国立大学法人東京農工大学職員兼業規程(平成16年4月7日16経教規程第32号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(東京農工大学特別荣誉教授規程の一部改正)

第15条 東京農工大学特別荣誉教授規程(平成20年9月3日20教規程第53号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の一部改正)

第16条 国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程(平成18年2月6日18教規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(国立大学法人東京農工大学職員表彰規程の一部改正)

第17条 国立大学法人東京農工大学職員表彰規程(平成16年4月7日16経教規程第36号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(国立大学法人東京農工大学知的財産管理規程の一部改正)

第18条 国立大学法人東京農工大学知的財産管理規程(平成16年4月7日16経教規程第57号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(東京農工大学受託研究員等受入規程の一部改正)

第19条 東京農工大学受託研究員等受入規程(平成16年4月7日16経教規程第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 「組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第5条の2第1項、第6条第1項及び第11条第1項に定める組織及び施設をいう。

(東京農工大学寄附講座に関する規程の一部改正)

第20条 東京農工大学寄附講座に関する規程(平成16年4月7日16経教規程第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 「組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第5条の2第1項、第6条第1項及び第11条第1項に定める組織及び施設をいう。

(東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程の一部改正)

第21条 東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程(平成27年東京農工大学教規程第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(国立大学法人東京農工大学職務発明規程の一部改正)

第22条 国立大学法人東京農工大学職務発明規程(平成16年4月7日16経教規程第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ニ中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程の一部改正)

第23条 国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程(平成16年4月7日16経教規程第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

事業場	組織及び施設
府中地区	本部(府中(千葉県館山市の施設を含む。))、農学研究院、グローバルイノベーション研究院(府中)、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。)、グローバル教育院(府中)、府中図書館、府中保健管理センター、総合情報メディアセンター(府中分室)、学術研究支援総合センター(遺伝子実験施設)、科学博物館(府中)、環境安全管理センター、放射線研究室(農学部事業所)及び環境リーダー育成センター

小金井地区	本部(小金井)、工学研究院、グローバルイノベーション研究院(小金井)、工学府、生物システム応用科学府、工学部、グローバル教育院(小金井)、小金井図書館、先端産学連携研究推進センター、小金井保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)、科学博物館(小金井)、環境安全管理センター(環境管理施設)及び放射線研究室(工学部事業所)
-------	--

別表第2中

「

図書館	図書館長	研究推進部学術情報課長
大学教育センター	大学教育センター長	学務部教育企画課長
先端産学連携研究推進センター	先端産学連携研究推進センター長	研究推進部研究支援課長
国際センター	国際センター長	学務部国際交流課長

」

を

「

グローバル教育院	グローバル教育院長	学務部学生総合支援課長
図書館	図書館長	研究推進部学術情報課長
先端産学連携研究推進センター	先端産学連携研究推進センター長	研究推進部研究支援課長

」

に改める。

(国立大学法人東京農工大学外来生物安全管理規程の一部改正)

第24条 国立大学法人東京農工大学外来生物安全管理規程(平成18年9月25日18教規程第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(国立大学法人東京農工大学毒物・劇物の取扱いに関する規程の一部改正)

第25条 国立大学法人東京農工大学毒物・劇物の取扱いに関する規程(平成16年4月1日16教規程第69号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第5条に規定する学部」の次に「、第5条の2第1項に規定するグローバル教育院」を加える。

(東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則の一部改正)

第26条 東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則(平成16年4月1日16教細則第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「東京農工大学国際センター(以下「国際センター」という。)」を「東京農工大学グローバル教育院(以下「グローバル教育院」という。)」に改める。

第8条第2項中「国際センター」を「グローバル教育院」に改める。

第13条中「国際センター長(以下「センター長」という。)」を「グローバル教育院長(以下「教育院長」という。)」に改める。

第15条中「センター長」を「教育院長」に改める。

第15条の2中「国際センター運営」を削る。

第17条第1項中「センター長」を「教育院長」に改め、同条第2項中「センター長」を「教育院長」に改め、同条第3項中「センター長」を「教育院長」に改める。

第18条第3項中「国際センター」を「グローバル教育院」に改める。

(国立大学法人東京農工大学における旅行命令権の委任に関する細則の一部改正)

第27条 国立大学法人東京農工大学における旅行命令権の委任に関する細則(平成22年3月23日22細則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中

「

国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第22条に規定する部局長(グローバルイノベーション研究院長、農学府長、農学部長、工学府長及び工学部長を除く。)	当該部局の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限
---	----------------------------

」

の次に

「

グローバル教育院長	グローバル教育院の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限
-----------	--------------------------------

」

を加える。

(国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則の一部改正)

第28条 国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則(平成16年4月7日16経教細則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(東京農工大学放射線研究室運営規則の一部改正)

第29条 東京農工大学放射線研究室運営規則(平成16年4月7日16放経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第1項」を「、第5条の2第1項」に改める。

(国立大学法人東京農工大学文書処理要項の一部改正)

第30条 国立大学法人東京農工大学文書処理要項(平成17年12月28日制定)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「大学教育センター、先端産学連携研究推進センター、国際センター」を「グローバル教育院、先端産学連携研究推進センター」に改める。

別表第1中「学務部学生総合支援課の所掌に関する文書」を「学務部学生総合支援課及びグローバル教育院の所掌に関する文書」に改め、

「

農工大教	学務部教育企画課及び大学教育センターの所掌に関する文書
------	-----------------------------

を削り、「小金井地区事務部総務室及び小金井地区事務部会計室」を「小金井地区事務部総務室、小金井地区事務部会計室及び小金井地区事務部戦略企画室」に改める。

(国立大学法人東京農工大学文書決裁要項の一部改正)

第31条 国立大学法人東京農工大学文書決裁要項(平成18年3月28日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第5条第1項」の次に「、第5条の2」を加える。

別表3中

「

図書館長	研究推進部学術情報課長
大学教育センター長	学務部教育企画課長
先端産学連携研究推進センター長	研究推進部研究支援課長
国際センター長	学務部国際交流課長

を

「

グローバル教育院	学務部学生総合支援課長
図書館長	研究推進部学術情報課長
先端産学連携研究推進センター長	研究推進部研究支援課長

に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学戦略本部要項の一部改正)

第32条 国立大学法人東京農工大学大学戦略本部要項(平成20年4月7日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号を次のように改める。

(7) グローバル教育院長及び先端産学連携研究推進センター長

別表中

「

教育企画 TF	○理事(教育担当) 大学教育センター長 同センター副センター長 同センター専任教員 学務部長 教育企画課長 その他必要と認め た者	次の事項に関する調査、原案策定等並びに実施における調整及び総括 ・教育マネジメントシステム戦略 ・教育関連競争的資金獲得 ・教育支援体制の整備・充実	<関連組織> 大学教育センター <事務> 学務部教育企画課
---------	--	---	--

を

教育企画 TF	○理事(教育担当) グローバル教育院長 グローバル教育院副院長 グローバル教育院専任教員 学務部長 その他必要と認め た者	次の事項に関する調査、原案策定等並びに実施における調整及び総括 ・教育マネジメントシステム戦略 ・教育関連競争的資金獲得 ・教育支援体制の整備・充実	<関連組織> グローバル教育院 <事務> 学務部学生総合支援課教育支援室
---------	---	---	---

に、

国際交流・広報・社会貢献	○理事(広報・国際担当) 国際センター長 同センター副センター長 同センター専任教員 学務部長 学務部国際交流課長 その他必要と認め た者	次の事項に関する調査、原案策定等並びに実施における調整及び総括 ・長期的な国際化支援マネジメント ・国際化推進関連の競争的資金獲得 ・国際化支援体制の整備・充実	<関連組織> 国際センター <事務> 学務部国際交流課
--------------	--	---	--

を

国際交流・広報・社会貢献	○理事(広報・国際担当) グローバル教育院長 グローバル教育院副院長 グローバル教育院専任教員 学務部長 学務部国際交流課長 その他必要と認められた者	次の事項に関する調査、原案策定等並びに実施における調整及び総括 ・長期的な国際化支援マネジメント ・国際化推進関連の競争的資金獲得 ・国際化支援体制の整備・充実	＜関連組織＞ グローバル教育院 ＜事務＞ 学務部国際交流課
--------------	---	---	--

に改める。

(東京農工大学教員活動評価実施要項の一部改正)

第33条 東京農工大学教員活動評価実施要項(平成18年12月20日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「大学教育センター、先端産学連携研究推進センター、国際センター」を「グローバル教育院、先端産学連携研究推進センター」に改める。

(東京農工大学客員研究者等受入要項の一部改正)

第34条 東京農工大学客員研究者等受入要項(平成28年10月1日)の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 「部局等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4条第2項、第5条第1項、第5条の2第1項及び第6条第1項並びに第9条第1項に規定する組織及び施設をいう。

(国立大学法人東京農工大学ウェブサイト管理・運用要項の一部改正)

第35条 国立大学法人東京農工大学ウェブサイト管理・運用要項(平成28年11月1日)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(国立大学法人東京農工大学における広告掲載に関する要項の一部改正)

第36条 国立大学法人東京農工大学における広告掲載に関する要項(平成29年10月17日)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(東京農工大学年俸制適用教員の業績評価実施要項の一部改正)

第37条 東京農工大学年俸制適用教員の業績評価実施要項(平成27年3月31日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「大学教育センター、先端産学連携研究推進センター、国際センター」を「グローバル教育院、先端産学連携研究推進センター」に改め、同条第2項中「学内施設」を「学内施設等」に、「大学教員センター」を「グローバル教育院」に改め、「国際センター」を削る。

第4条第2項中「学内施設」を「学内施設等」に改める。

第5条第2項本文中「学内施設」を「学内施設等」に改める。

第6条第1項中「学内施設」を「学内施設等」に改め、同条第2項中「学内施設」を「学内施設等」に改め、同条第3項中「学内施設」を「学内施設等」に改める。

別紙1中「大学教育センター」を「グローバル教育院」に、「大学教育センター長」を「グローバル教育院長」に改め、「国際センター」及び「国際センター長」を削る。

別紙様式1中「学内施設」を「学内施設等」に改める。

(国立大学法人東京農工大学ストレスチェック実施要項の一部改正)

第38条 国立大学法人東京農工大学ストレスチェック実施要項(平成28年7月1日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「第22条に定める部局」の次に「、同規則第5条の2に定めるグローバル教育院」を加える。

(国立大学法人東京農工大学職員奨励表彰要項の一部改正)

第39条 国立大学法人東京農工大学職員奨励表彰要項(平成29年9月29日)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第22条に定める部局長」の次に「、同規則第5条の2第2項に定めるグローバル教育院長」を加え、「同規程」を「同規則」に改める。

(国立大学法人東京農工大学物品管理事務要項の一部改正)

第40条 国立大学法人東京農工大学物品管理事務要項の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(国立大学法人東京農工大学競争的資金等取扱要項の一部改正)

第41条 国立大学法人東京農工大学競争的資金等取扱要項(平成27年3月2日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。

(国立大学法人東京農工大学防火・防災管理要項の一部改正)

第42条 国立大学法人東京農工大学防火・防災管理要項(平成17年12月22日制定)の一部を次のように改正する。

別表第4中「、学務部教育企画課」を削る。

別表第6中「中央棟3階」を「管理棟1階」に改める。

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領の一部改正)

第43条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領(平成28年4月1日学長決裁)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「第22条に規定する部局長」の次に「、同規則第5条の2第2項に規定するグローバル教育院長」を加える。

第8条第1項第1号中「大学教育センター」を「保健管理センター」に改める。
(東京農工大学動物実験指針の一部改正)

第44条 東京農工大学動物実験指針(平成16年4月1日16教規程第68号)の一部を次のように改正する。

本則第4項中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。
(国立大学法人東京農工大学慶弔表意に関する基準の一部改正)

第45条 国立大学法人東京農工大学慶弔表意に関する基準(平成17年11月14日)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第1項」の次に「、第5条の2第1項」を加える。
(国立大学法人東京農工大学会議費支出基準の一部改正)

第46条 国立大学法人東京農工大学会議費支出基準(平成13年4月1日(学長裁定))の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「国立大学法人東京農工大学組織運営規則」の次に「第5条の2、」を、「第6条及び第11条に定める」の次に「組織及び」を加える。
(東京農工大学環境リーダー育成センターの運営に関する学長裁定の一部改正)

第47条 東京農工大学環境リーダー育成センターの運営に関する学長裁定(平成21年5月25日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号中「国際センター」を「グローバル教育院」に改める。
(東京農工大学大学教育センター運営規則の廃止)

第48条 東京農工大学大学教育センター運営規則(平成16年4月7日16大経教規則第1号)は、廃止する。

(東京農工大学大学国際センター運営規則の廃止)

第49条 東京農工大学大学国際センター運営規則(平成19年11月5日19国規則第1号)は、廃止する。

(東京農工大学大学教育センター専任教員の選考に関する規程の廃止)

第50条 東京農工大学大学教育センター専任教員の選考に関する規程(平成16年10月27日16大規程第1号)は、廃止する。

(東京農工大学大学教育センター特別修学支援室規程の廃止)

第51条 東京農工大学大学教育センター特別修学支援室規程(平成26年4月30日大規程第1号)は、廃止する。

(東京農工大学国際センター専任教員に関する選考規程の廃止)

第52条 東京農工大学大学国際センター専任教員に関する選考規程(平成19年12月25日19国規程第2号)は、廃止する。

(東京農工大学グローバル教育院設置準備委員会要項の廃止)

第 53 条 東京農工大学グローバル教育院設置準備委員会要項(平成 29 年 9 月 21 日) は、
廃止する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。